

告 示

埼玉県告示第六百五十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県越谷市南越谷一丁目二十二番地五

有限会社クロス企画

二 取消年月日

令和四年六月十六日